

川崎港浮島2期廃棄物埋立護岸築造工事にともなう 工事区域縮小のお知らせ

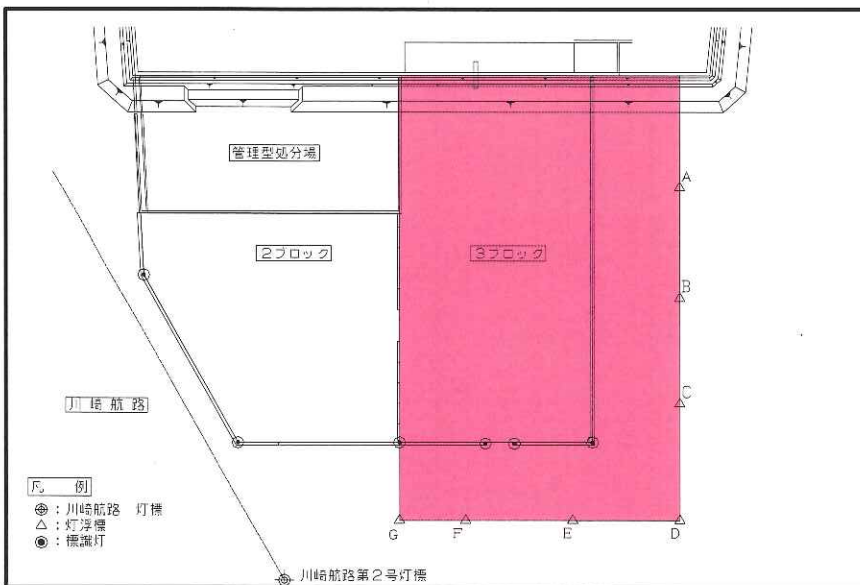
川崎港浮島地先海面において、川崎港浮島2期廃棄物埋立護岸築造工事にともなう工事区域を下図のとおり平成26年3月27日に縮小しますのでお知らせします。

外周に設置してある灯浮標のトップマーク(黄色X形頭標)を撤去し、減光する作業を行います。(荒天時には順延する場合があります)

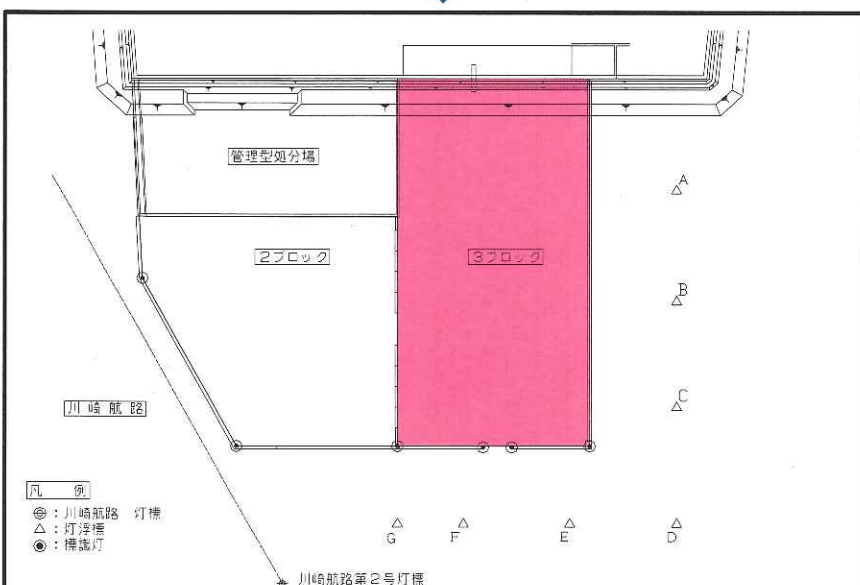
なお、工事区域外周の灯浮標は、平成26年4月1日以降、順次撤去されます。

廃棄物埋立護岸築造工事の詳細については、「浮島管No. 23-2」をご参照ください。

平成26年3月26日まで



平成26年3月27日から



凡 例			
●	標識灯	灯 質	4秒1閃光
		光 度	14cd
		光達距離	5.5km
△	灯浮標	灯 質	4秒1閃光
		光 度	4.5cd
		光達距離	3.5km

『川崎港浮島2期廃棄物埋立護岸築造工事』の継続についてのお知らせ

◎浮島2期航行安全管理事務所
TEL.044-288-1945

○浮島2期航行安全管理事務所
オペレーションルーム
TEL.044-288-3110

川崎市港湾局
川崎港管理センター整備課
TEL.044-288-3132

川崎港浮島地区において、引き続き上記の工事を実施しますので、付近を航行する船舶は十分ご注意のうえ、ご協力をお願いします。

1 工事期間

平成26年4月1日から当分の間

(海上作業は原則として日の出から日没まで)

2 工事区域 (航泊制限区域)

下記に示す地点を順次に結んだ線及び岸線に囲まれた海面

地点	北緯	東経	備考
イ	35° 30' 59.0" N	139° 47' 39.0" E	陸上
ロ	35° 30' 43.8" N	139° 48' 04.7" E	岸線上
ハ	35° 30' 33.0" N	139° 47' 55.2" E	岸線上
ニ	35° 30' 48.2" N	139° 47' 29.5" E	陸上

[凡例] 航泊制限区域

(京浜港長公示により、区域内の航行及び停泊は港長が認めた船舶に制限されています。)

3 標識灯

護岸上には標識灯(黄)が設置されています。

また、工事区域の外周には灯浮標が設置されています。(図-1参照)

凡例	光色	光質	光度	光達距離
●	黄	4秒1閃光	14cd	5.5km
▲	黄	4秒1閃光	4.5cd	3.5km

ただし、工事区域外周の灯浮標は、順次撤去されます。

4 主な工事内容

- 第2ブロック及び第3ブロック外周護岸築造工事として裏込工、及び上部工等をガット船、クレーン付台船、潜水士船等により実施します。
- 第2ブロック及び第3ブロックの埋立工事として、建設発生土を土砂積出棧橋にて、ガット船、土運船等に積込み、運搬、投入します。また、他区域で発生する浚渫土等も土運船等により投入します。

5 工事区域の警戒船

(1) 配備時間

警戒船は日の出から日没まで1隻配備します。

(2) 共通事項

イ 警戒船は、「警戒船」の表示と吹流しを掲げます。(図-2参照)

ロ 警戒船は、航行船舶に対し、航行安全についての注意喚起あるいは要請を行うことがありますので、ご協力をお願いします。

6 その他

(1) 浮島2期航行安全管理事務所の執務体制

24時間体制で、工船用船舶の運航調整・情報管理・警戒船の運用・設置標識の維持管理等を行います。

(2) 工事区域に入出域する船舶は「図-3」の旗を掲げます。

図-1 工事区域図

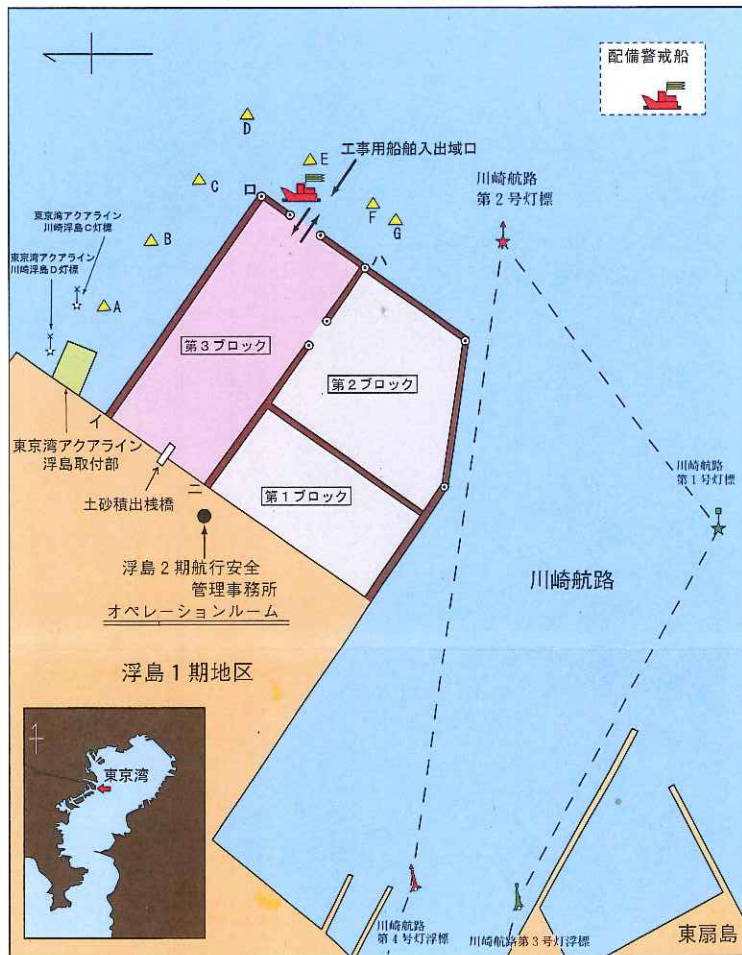


図-2 警戒船の標識

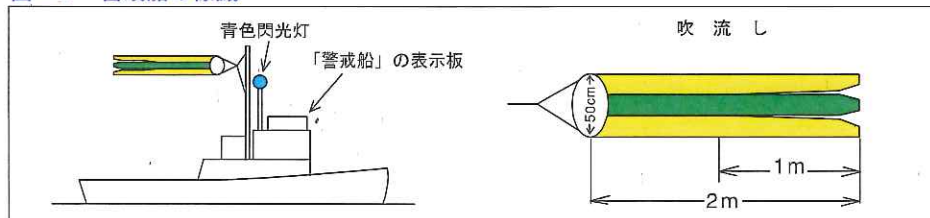


図-3 標識旗

